

## 令和4年度 第2回5月宇検村農業委員会定例総会議事録

※ 日 時 令和4年 5月24日(火) 午前 9時 から

※ 場 所 活性化センター 「結いの館」

※ 出席した委員

1. 渡委員 2. 脇田委員 3. 坂井委員 5. 前田委員 6. 倉本委員  
8. 石原委員

※ 欠席した委員

4. 時田委員 7. 重野委員

※ 出席した職員

産業振興課課長、吉原主事、推進員1名

### 議事日程

- ・開会の宣言 宇検村農業委員会事務局長 柳 栄治 君
- ・会議の宣言 宇検村農業委員会会長 石原 将央 君
- ・日程第1 議事録署名委員の報告 3番 委員・5番 委員 を指名
- ・日程第2 会期の決定 令和4年5月24日(火)の1日間に決定
- ・日程第3 諸般の報告  
5月18日より鹿児島へ「農業委員会会長・事務局長会議」に出席してまいりました。諸般は以上です。
- ・日程第4 協議事項 第3号『農地法第3条申請について』

○議 長 議案第3号「農地法第3条申請について」を議題に供します。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第3号について提案理由の朗読と説明を行います。(資料参照の上、説明)  
本日3条申請が2件あります。1件目の方は、申請者が△△さん、譲渡人が□□さん、譲受人が△△さんの申請書の資料をご確認ください。該当する内容に漏れがありますが、下記農地(採草放牧地)について所有権の移転の申請となっています。許可を受ける土地の所在につきましては、宇検村△△地区○○番地となっています。地目が登記簿上、畑で現況も畑、面積は346㎡、移転の費用としてこの金額を設定し

ているようです。権利移転後はタンカンと野菜をそのまま引き継いで栽培を行っていくと聞いています。説明は以上です。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

○議 長 只今の報告のとおり、議案第3号について、これより質疑にはいりません。質疑ありませんか。

○5 番 単価は、ある程度の宇検村の基準はありますか。

○事務局 宇検村として基準は設定していますが、ほとんど当人同士で話し合いをし決めています。

○2 番 設定してある単価はいくらですか。

○事務局 買取に関して1㎡辺り5円です。殆ど参考にはしていませんね。

○2 番 タダみたいなものですね。

○3 番 湯湾の土地開拓のため1㎡2.5円で、2年目から5円になった。

○議 長 他にありますか。

～ 質 議 な し ～

○議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。本案について許可することに賛成諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

○議 長 全員挙手でございます。よって本案は許可することに決定いたします。

**協議事項 第4号 『農地法第3条申請について』**

- 議 長                    議案第4号「農地法第3条申請について」を議題に供します。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局                    議案第4号について、提案理由の朗読と説明を行います。もう一つの3条申請の書類をご覧ください。申請者は△△さん、譲渡人は〇〇さん、譲受人は△△さんとなっています。こちらも所有権の移転で、許可を受ける土地の所在ですが、☆☆地区□□番地、地目が登記簿上畑で現況も畑、面積は259㎡となっています。今後もタンカンを植え付けて管理を行っていくことになっています。そして△△さんが、兵庫県に在住しており、資料の6ページをご覧ください。畑の管理は引き続き〇〇さんが行うと伺っています。説明は以上です、皆様のご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長                    ただいまの報告にありました、第4号についてこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。
- 推進委員2                もともとの方が管理するのに話が通るのかという事でお聞きしたい。農地を取得するのは農業を行うという証明であり内地にいて農業はできないですね。
- 事務局                    △△さんから伺っている事は、生前での贈与、財産整理のために土地の名義変更をしておきたいが、譲渡人は健在のためそのまま管理となっています。
- 推進委員2                生前贈与したいんですね。3条申請じゃなくて、他の手続きはないのか。
- 事務局                    以前も生前贈与に関して確認したのですが、親戚間でも3条申請が必要となっています。亡くなった場合の相続の場合、農地法関係なく届け出だけで名義が変わります。
- 推進委員2                生前贈与という文言を入れたらどうか。親戚でもない人が、農地を移転できないと思うんだけど。含めて確認してはどうですか。
- 議 長                    生前贈与という文言が入った書類とつけて行うといいのか。

- 推進委員 2            交通の便がよくなって最近では、名瀬の人でもやっていいようになった。鹿児島はダメである。内地の人がどんどんこの農地を買える事になる。
- 5 番                    ○○さんは、宇検村の出身の方ですか。
- 事務局                奥さんが親戚で生前贈与になったようです。
- 5 番                    指摘されたように譲渡人ができなくなった際に土地が荒地になり貸さない、管理できない。高齢化が進んでいくと土地を手放すということも考えられる問題である。決め事をしていったらいいんじゃないか。
- 推進委員 2            中身的には問題ないと思うけど、地元にはいない方が農地を持つことがどうなのかという事。地元に行ったら農業はできるけど、購入すること自体駄目じゃないかと思う。
- 事務局長              もともと農家であれば、所有権を相続し認定されるか。
- 推進委員 2            他に畑を持っていないんですか。
- 事務局                ないです。
- 推進委員 2            農家としての経験もないため3条だけでは259aは無理ですよ。通常最低で10aを確保して所有権を受けるのが普通。
- 議 長                住んでいて農家をやりたくなればいいが、都会にいてそれを取りたいというのがもともとできないこと。
- 推進委員 2            農家として条件が揃っていないためできないと思う。確認した方がいいですね。
- 議 長                農業会議か県に確認して再度審議することにしましょう。
- 2 番                    農地法じゃないと生前贈与でいいのか。

○推進委員 2                    以前、生前贈与で行ったが、3条は農家が農業をするため農地を取得する。農業拡大もしくは農業を行うことが前提である。他にやり方があるんじゃないかと思う。

○議 長                            他に質問ありますか、この案件に関しては県に確認し次回の定例総会にて事務局より話をして頂きたいと思います。

・日程第 5                    その他    『事務局より連絡・報告等』

・活動記録簿の書き方について説明

○議 長                            他にございませんか。無いようですので本日の日程は全部、終了しました。  
これをもって、令和4年度第2回5月定例総会を閉会します。